

法令の改正・通達等から

厚労省 個人事業者の健康管理を強化

～「ガイドライン」を策定、各労働局長に通達～

厚生労働省は、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定し、個人事業者に仕事と注文する事業者等に対してその周知・啓発・徹底を図るよう、都道府県労働局長あて通達しました。

（令和6年5月28日）

このガイドラインは「個人事業者も労働者と同じ安全衛生水準を享受すべき」との考え方のもと、個人事業者が健康に就業するために、注文者が実施すべき事項等を定めたものです。

（注文者が個人事業者のために実施する事項）

- ・長時間就業による健康障害防止（注文条件の配慮、一般労働者の時間外上限規制を参考に）
- ・安全衛生教育等に関する情報の提供
- ・健康診断受診機会の提供・費用の配慮
- ・適切な作業環境の確保など

（労働者性の有無に注意）：雇用契約を締結せず、形式的には個人事業者として仕事をする場合でも、指揮監督の状況、拘束性の有無など、

個々の働き方に基づいて、労働者に該当すると判断された場合には、本ガイドラインによらず「労働者」として労基法・安衛法などの労働関係法令が適用されます。（詳細は厚労省HPに）

厚労省「濃度基準告示」を一部改正

～アクリル酸等112物質の基準値を新たに設定～

厚生労働省は、「濃度基準告示」を一部改正して、新たにアクリル酸等112物質の濃度基準値を設定する旨告示しました。（令和6年5月8日告示、令和7年10月1日より適用）

事業者は、RA（リスクアセスメント）対象物を製造又は取り扱う事業場において、RAの結果に基づき、代替物の使用、発散源の密閉、局部排気装置又は全体換気装置の設置・稼働、作業方法の改善、有効な呼吸用保護具の使用などの措置を講ずることにより、労働者がばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられています。（労働安全衛生規則第577条の2）

また同条第2項により事業者は、RA対象物のうち厚生労働大臣が定めるものを製造・又は取り扱う屋内事業場では、ばく露される程度を厚生労働大臣が定める濃度の基準以下とすることが義務付けられています。

アクリル酸エチル等67物質の濃度基準値を定めた「濃度基準告示」が令和6年4月1日から適用されていますが、これに加えて新たに、アクリル酸等112物質の濃度基準値を定めたものです。（詳細は厚労省HPに）